

平成25年（行ツ）第179号

平成25年（行ヒ）第213号

決定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成24年（行コ）第82号不当労働行為再審査申立棄却命令取消請求事件について、同裁判所が平成25年1月23日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成26年2月20日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録（抄）

上告人兼申立人 ビクターサービスエンジニアリング株式会社

被上告人兼相手方 国

処分行政庁 中央労働委員会

同補助参加人 全日本金属情報機器労働組合大阪地方本部

同補助参加人 全日本金属情報機器労働組合ビクターサービス支部ビクターアフターサービス分会